

広島労働局及び労働基準監督署並びに総合労働相談コーナー

〔相談内容〕

労働者及び事業主からの賃金・労働時間・休日・配置転換・解雇・雇止め等の労働条件並びにいじめ、パワハラ等の労働紛争に関する相談

〔相談日時〕

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

（総合労働相談コーナーは、午前9時00分～正午、午後1時～午後5時）

（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除きます。）

〔相談方法〕

電話又は直接来庁（来署）してください。

〔相談料〕

無料

〔所在地等〕

労働局・監督署	所在地	TEL	広島市内の 管轄区域
広島労働局 〔総合労働相談〕 〔コーナー〕	〒730-8538 中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階	221-9296	労働紛争に 関し市内全域
広島中央 労働基準監督署 〔署内総合労働〕 〔相談コーナー〕	〒730-8528 中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館1階	221-2410	中区、東区、 南区、西区、 安芸区
広島北 労働基準監督署 〔署内総合労働〕 〔相談コーナー〕	〒731-0223 安佐北区可部南三丁目 3-28	812-2115	安佐南区、 安佐北区
廿日市 労働基準監督署 〔署内総合労働〕 〔相談コーナー〕	〒738-0024 廿日市市新宮一丁目 15-40 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1155	佐伯区

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>